

教職課程に関する自己点検・評価の実施方針

1 趣旨

教育職員免許法施行規則の第22条の8に「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とされている。

本実施方針は、上記を踏まえ、教職課程に関する自己点検を適切かつ効果的に実施するため、その基本的枠組みを定めるものである。

2. 内容・方法

(1) 自己点検・評価は、下表に掲げる点検項目ごとに、中項目の例を参照しつつ行う。その際は、本学教職課程の目的に照らし、法令等により定められた事項の遵守状況や評価できる点、改善を要する点について自己評価を行う。課題がある場合にはその対応等を明らかにする。

(2) 自己点検・評価は、根拠資料・データ（エビデンス）に基づき行うことを原則とする。このために、継続的なデータの把握・蓄積に努める。

最低限必要と考えられるものを想定した例

点検項目	中項目
①教育理念・学修目標	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
	教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
②授業科目・教育課程の編成実施	教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
	教育課程の体系性
	ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
	いわゆるキャンパス制の設定状況
	教育課程の充実・見直しの状況
	個々の授業科目の到達目標の設定状況
	シラバスの作成状況
	アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況
	個々の授業科目の見直しの状況
	教職実践演習及び教育実習等の実施状況
③学修成果の把握・可視化	成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況
	成績評価に関する共通理解の構築
	教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報の設定及び達成状況
	成績評価の状況
④教職員組織	教員の配置の状況
	教員の業績等
	職員の配置状況
	FD・SDの実施状況
	授業評価アンケートの実施状況
⑤情報公表	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
	学修成果に関する情報公表の状況
	教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
⑥教職指導(学生の受け入れ・学生支援)	教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況
	学生に対する履修指導の実施状況
	学生に対する進路指導の実施状況
⑦関係機関等との連携	教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況
	教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
	学外の多様な人材の活用状況

3. 実施時期

(1) 恒常的に自己点検・評価に取り組み、当該結果を原則として4年毎に教職課程自己点検報告書としてとりまとめる。

(2) 実施年度においては、11月頃までに自己点検の結果を取りまとめて報告することができるよう、準備を進める。

4. 実施体制

自己点検・評価は、担当部署が中心となり、学務課の協力を得て行う。

5. 手順

手順	内容
第1プロセス	実施方針及び実施手順（自己点検評価の目標、実施組織、実施期間、実施対象を含む）を提案し、検討する。
第2プロセス	教職課程の法令由来事項について点検する。
第3プロセス	教職課程の自己点検評価の進め方（観点や収集資料等を含む）を検討する。
第4プロセス	教職課程の自己点検評価の実施について最終確認し、自己点検評価委員会へ報告する。
第5プロセス	自己点検評価活動を実施し、活動結果をもとに報告書を作成する。
第6プロセス	自己点検評価報告書を最終確認した後、自己点検評価委員会へ報告する。
第7プロセス	自己点検評価委員会は、自己点検評価報告書をもとに自己点検・評価の適切性の確認を行う。
第8プロセス	自己点検評価委員会は、自己点検評価報告書の承認をして、新島学園短期大学ウェブサイトにて公開する。
第9プロセス	自己点検評価活動によって確認した課題を、短期大学全体の事業計画の一部として改善・向上に向けたアクションプランを策定する。自己点検評価委員会へ報告するとともに、全学連携のもと改善・向上活動を進める。